

「滋賀県農業・水産業基本計画(原案)」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県政政策コメントの実施結果

令和3年(2021年)3月23日(火)から4月22日(木)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県農業・水産業基本計画(原案)」についての意見・情報の募集を行った結果、15名(市町、団体を含む)の方から、47件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を以下に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

(1) 提出された意見・情報の内訳

項目	件数
はじめに	0
第1章 基本理念	0
第2章 目指す2030年の姿	1
第3章 政策の方向性	
(1)共通視点「人」	4
(2)視点「経済」	7
(3)視点「社会」	7
(4)視点「環境」	16
第4章 政策の推進方法	0
参考資料	2
その他	10
合計	47

(2) 提出された意見・情報の内容

別紙のとおり

(意見等の該当ページは、県民政策コメントで公表した「滋賀県農業・水産業基本計画(原案)」によります。)

2 今後のスケジュール

令和3年	5月	環境・農水常任委員会報告(県民政策コメント結果、【計画案】について)
	6月	県議会に策定状況報告 環境・農水常任委員会報告(【計画案】について)
	9月	県議会に【計画案】提案
	10月	策定・公表

3 これまでの経過

令和元年	10月4日	環境・農水常任委員会報告(改定作業着手について)
	11月11日	諮問・第1回審議会(現状と課題などについて)
令和2年	1月29日	第2回審議会(【骨子素案】について)
	2月14日	審議会現地視察
	2~3月	地域別意見交換会・意見聴取(【骨子素案】について)
	3月10日	環境・農水常任委員会報告(【骨子素案】について)
	3~5月	農業者意向調査、消費者アンケート調査を実施
	6月9日	環境・農水常任委員会報告(策定状況について) →コロナ禍を踏まえ半年延伸
	8月	6地域での意見交換会(【とりまとめの方向性】について)
	8月24日	第3回審議会(【とりまとめの方向性】について)
	10月2日	環境・農水常任委員会報告(【とりまとめの方向性】について)
	11月16日	第4回審議会(【計画素案】について)
令和3年	12月14日	環境・農水常任委員会報告(【計画素案】について)
	1月22日	第5回審議会(【計画原案】について)
	2月5日	審議会 答申
	3月10日	環境・農水常任委員会報告(【計画原案】について)
	3月23日	県民政策コメント実施
	~4月22日	

県民政策コメントにより寄せられた 意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する考え方
第2章 目指す2030年の姿 について			
1	5	「目指す2030年の姿」を実現した滋賀県の農業構造(農地面積・農業経営体数等の数値)等はどの程度を見込んでいるのか。 「経済活動として農業・水産業が持続的に発展する力が高められる」経営体の売上・所得、経営規模等の指標(経営モデル)を示すべきではないか。	第4章2(1)に位置付けている「滋賀県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の見直しにおいて示すこととし、原案のとおりとします。
第3章 政策の方向性について			
2 目指す2030年の姿の詳細と県の具体的施策について			
(1)共通視点「人」 農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大する について			
2	10	「農業学科設置の高等学校等の教育機関との連携強化」は高校時代のアルバイト経験が農業法人への就職を決定させたとの事例があるように非常に重要。県内の高等学校で実施されている「インターンシップ」に農業法人等が参画できるよう情報提供等をお願いしたい。	高等学校でインターンシップは職業教育の一貫として実施されているため、当該教育内容に対応できる法人等に限定されますが、各地域の農業農村振興事務所等における「学校教育との連携事業」において情報共有が図られるよう進めることとし、原案のとおりとします。
3	10	農業者の確保や多様な人材の確保については、一定の専門性や技術を有している外国人材や、永住権や定住権を有している居住外国人を地域社会の担い手として位置づけることも可能と考える。外国人を含めた地域共生社会の確立に繋がることで地域が活力あふれるものになる。	地域農業の担い手の確保・育成に係る話し合いを推進するなかで、外国人も含めた多様な人材の確保について検討することとして、原案のとおりとします。
4	12	すべての施策は、生産者や消費者などの県民が主役であるため、県民がその気になる施策が必要と考える。市場経済が普及しているので、消費者のSDGsへの感性をかなり高めなければ、地域の消費は回らないと考える。国がマネジメントをすれば時間はかかるものの何とかなると考えるが、より早期に地域の消費を回すならば県としての施策が必要である。	御指摘のとおり、より多くの県民が、滋賀の農業・水産業のファンになり、農業者・漁業者の生産活動や農山漁村を支えてくださることが重要であると考えております。このため、第3章2(1)人・2に記載している施策について、御意見を参考にしながら進めていきたいと考えておりますので、原案のとおりとします。
5	12	次世代を担う大学生や小中学生の親子に向けて、滋賀県独自の食農教育が随時に記されていることは大変素晴らしいと思う。今後は、保護者にも届く仕組みづくりに発展してもらいたい。また、修学旅行の受入などももっと行い、修学旅行で訪れた生徒に滋賀県ならではの農業の説明や体験があるといいのではないかなと思う。	御意見を参考に、「子ども・若者、大人の全ての世代にわたり、滋賀の農業・水産業のファンを拡大する」ための施策を進めていきます。
(2)視点「経済」 経済活動としての農業・水産業の競争力を高める について			
6	16	高齢化している実態の中で、農業、水産業で生計が成り立つのか、若い人が賛同する取り組みが出来るのか、特に水産業は琵琶湖だけに留まり生計が成り立つのか等といった課題が多い。	御指摘の課題については、第3章2(2)経済・1「農業・水産業がより魅力ある職業になる」および経済・4「儲かる漁業を実現し、琵琶湖漁業を継続する」に記載する施策を実施していきます。
7	16	「人・農地プランの実質化や農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化の推進」は、今後の経営改善に必要な不可欠なものであり、さらに魅力ある農業のためにはスマート農業が必要であり、面工事で生産基盤の整備だけでなく、前述の進め方も有効と考える。そこで、県として集積や集約化の目標を明示すべきではないか。	第4章2(1)に位置付けている「滋賀県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の見直しにおいて検討することとし、原案のとおりとします。
8	16	努力をすれば経済的な保証を得られる構造を作るために、マーケットのマネジメントが必要と考える。その1つが流通コストの削減であるが、現在の生産者の能力では困難なため、事業の概念を植え付け、事業経営の感覚を植え付ける施策が必要と考える。	第3章2(2)経済・1の②において、中小企業診断士等の専門家との連携などにより事業者の経営力を高める支援を行うこととしていることから、原案のとおりとします。

9	16	「PR力強化」について、随時取り入れてもらいたい。JAや漁連、地域や経営者にPR力がなければ消費に繋がらないと思うが、全体的には弱いと考えるため、「PR力強化」について、随時取り入れてもらいたい。	消費者へのPR強化は重要であると考えており、第4章2(5)に記載している「しがの農畜水産物マーケティング戦略」を本年度に改定するなかで、御意見を参考にしながら取組を検討していきますので、原案のとおりとします。
10	18	米の食味ランキングに力を入れる一方で、高収益作物(水田野菜)の取り組みに対する記述が少なく、もう少し力を入れて欲しい。	野菜を中心とした水田における高収益作物の取組については、第3章2(2)経済・1および経済・2において「人づくり」、「産地づくり」、「販売」について示していることから、この計画に沿って関係機関と連携して取組を進めることとし、原案のとおりとします。
11	19	環境こだわり農業の取り組み自体は否定しないが、環境こだわり農業の取り組みの対価を販売価格に求めることは無理があるため、県からの直接支払の充実により生産者の所得を補償し、販売価格はあくまでも市況に基づいたものであるべき。	環境こだわり農産物は、販売面において、差別化が図りやすい取組であり、販売面の工夫によって付加価値がつけられている事例が多数あります。 また、環境こだわり農業の対価としては、環境保全型農業直接支払交付金制度において、取組に必要な労働費や資材費などの掛かり増し経費に対する助成を行っています。 なお、米の需要が減少傾向にある中で、関係機関が一丸となり、より安全・安心でおいしい「環境こだわり米」や「オーガニック米」の生産に取り組むことで、他産地との差別化を図り、近江米の評価を高め、生産者の所得向上につなげていくことが重要であると考えことから、原案のとおりとします。
12	20	「耕畜連携」を目指す中で、現状、牛ふんのペレット化が進んでいないことから、広域流通をする上でもっと畜産農家および製造業者への支援助成が早急に必要。	家畜ふん堆肥のペレット化装置については、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)などによる助成措置が講じられており、今後も地域協議会等と連携しながら、事業活用を図っていくことから、原案のとおりとします。
(3)視点「社会」豊かな資源を持つ農山漁村を次世代に引き継ぐ			について
13	24	「農業水利施設のアセットマネジメントの推進」という表現だと単純な保全更新であると受け取られやすいので、単なる更新ではなく「維持管理維持管理費の節減や更新費の低減に資する施設の集約や再編、統廃合等」といった表現を追記願う。	「農業水利施設のアセットマネジメントの推進」の目的等には【この目指す姿の実現に向けた県の具体的施策】に記載しているため、原案のとおりとします。
14	24	「集落排水」という表現は、集落内を流れる排水路と農業集落排水施設の両方を表現しているのか。後者の施設は老朽化が進み、更新、強靱化が急務であることが明確となるような表現に修正、または追加願う。	集落排水等の表現を農業集落排水施設等の表現に改め、全体の表現を以下のとおり修正します。 【原案】 「農道・集落道や集落排水等の施設整備を通して、…」 【修正後】 「農道・集落道や農業集落排水施設の整備等を通して、…」
15	24	「食と農」を通じた「幸せ」には、農業水利施設等の保全管理や整備は欠かせない施策であるが、土地改良区では老朽化施設の増大等により運営が厳しい状況にあり、運営基盤の強化が喫緊の課題になっている。このため、「農業を支える農業水利施設の保全管理を担う土地改良区の運営基盤の強化」といった表現を追記願う。	御意見を踏まえ、第3章2(3)社会・1の①に、下記事項を追加します。 「土地改良区の体制を強化し、農業を支える農業水利施設の保全管理を推進」
16	24	農業者が田畑周辺の農道・里道・農業用水路の草刈り、清掃を十分していないところが見られるため、景観だけでなく、内水氾濫などの水害の危険につながりかねないことから、指導、啓発を求める。	御意見いただいた点については、第3章2社会・2の③の中で、集落で話し合い、畦畔除草等を含め多様な主体が連携、協働した地域資源の保全・活用や、「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」を推進していくこととしていますので、原案のとおりとします。
17	24	一部不良農業者による不法投棄や、草刈り・清掃活動が不十分であったりすることについては残念であり、空しく思う。	農業系廃プラスチックの適切な処理にかかる普及啓発を進めます。また、第4章3に位置付けている「地域農業戦略指針」を活用し、第3章2社会・2の③における地域活性化に向けた話し合い等を通じ農村地域の景観保全活動を推進していきます。

18	25	少子高齢化社会が急激に進むことで、農林水産業や商工業の存続が懸念されることから、農福連携や商工業、観光業との連携に加え、まちづくりや地域づくりとの連携も加え、人口減少の抑制を進める施策を展開するとともに、地域をまるごと巻き込むことで、だれもが住みやすい地域を目指し、新人類の流入と県民の流出抑止につなげる計画を盛り込む。	御指摘いただいた内容については、第4章5「他分野との連携による施策の推進」の中で推進することとしていますので、原案のとおりとします。
19	25	小規模発電によるエネルギー地産地消に向けた環境部局との連携を強めて欲しい。棚田を守ることは大事だが、耕作放棄地の太陽光発電利用の増加は避けられないため、それを有益なものにするにはエネルギー地産地消は不可欠であり、山間地にモデル地区を作るなどを取り組んでどうか。農村振興施策として挙げ、環境部局と連携して計画して欲しい。	小規模発電エネルギーによる取組は重要な視点であり、第3章2環境・3の①「気候変動への対応」の中で再生可能エネルギーの推進を位置付けをしており、環境部局とも連携して推進していくことから、原案のとおりとします。
(4)視点「環境」琵琶湖を中心とする環境を守り、リスクに対応する について			
20	27	農業濁水対策の推進の項目に「農業生産活動に伴って生ずる濁水の流出防止のための各農業者や土地改良区等に対する積極的な指導、監視」を追記してもらいたい。	御指摘の点については、従来から農業者への啓発や営農技術対策の普及指導、環境こだわり農業での要件化、地域ぐるみの取組への支援などを実施してきており、「農業排水の環境負荷低減に向けた普及啓発」に含まれることから、原案のとおりとします。
21	27	ICT等を活用した新たな農業排水対策技術の開発について、例示を記載するなど具体的な内容を示してもらいたい。 また、その技術開発と普及のロードマップおよびそれによる濁水防止効果を数値で示したうえで、「指標の説明」欄等に記載してもらいたい。	御指摘いただいた内容については、以下のとおり具体的な内容を記載して修正することとします。 【原案】 ICT等を活用した新たな農業排水対策技術の開発と普及 【修正後】 自動直進田植機をはじめとしたICT等を用いた農業排水対策技術の開発と普及 なお、現在はこれらの取組効果について実証調査を行っているところであり、その結果を今後の施策に活かします。
22	27	成果指標に「循環かんがい施設の排水集水のうち面積および水管理施設の更新整備を実施した受益農地面積」とあるが、「水管理施設」は循環かんがい施設に限定した農地面積であるのか明らかにし、「指標を選定した理由」欄に記載してもらいたい。	水管理施設の受益面積は、循環かんがい施設に限定した面積ではありません。「この指標を選定した理由(P53)」のとおり、効果的な取組を指標としていますので、原案のとおりとします。
23	27	成果指標に「循環かんがい施設の排水集水のうち面積および水管理施設の更新整備を実施した受益農地面積」とあるが、目標値の2,980haは全水稲栽培面積の何%に相当し、どの程度の濁水防止効果が見込めるのか数値で示したうえで、「指標の説明」欄等に記載してもらいたい。	2,980haは水稲作付面積の約10%に相当します。循環かんがい施設の濁水効果については、令和2年度実績で約60tの懸濁物質(SS)が削減できています。なお、年毎の実績については天候等にも左右されるものであることから明記せず、原案のとおりとします。
24	27	河川周辺の田畑からの農業者による河川へのプラスチック畔板(波板)やプラスチック肥料袋などの投棄が顕著であるため、県内の農協、農業委員など農業界・関係団体などを通してや、農業者へ直接の不法投棄禁止の啓発を実施してもらいたい。また、農業者に対しての不法投棄、ポイ捨てごみ禁止等の条例強化、厳罰化、取り締まり強化も求める。	肥料袋やあぜ波板等の農業系廃プラスチックは、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、農業者自らの責任で適切に処理する義務があります。流出防止については、啓発チラシを作成し、農業者等への継続した普及啓発を行っており、「農業者による農業系廃プラスチックの適切な処理にかかる普及啓発」に含まれることから、原案のとおりとします。
25	27	「農業者による農業系プラスチックの適切な処理にかかる普及啓発」の「適切な処理」とは具体的にどのような内容を指しているのか。	肥料袋やあぜ波板等の農業系廃プラスチックは、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、農業者自らの責任で適切に処理する義務があり、この法に基づく処理を「適切な処理」としています。

26	27	「プラスチック被覆殻が発生しない緩効性肥料の活用」とあるが、まだ被覆レスの技術が明確になっていないことや、価格の課題もある中での成果指標含めて示すのはいかがなものか。	琵琶湖の保全再生に向けては、マイクロプラスチック問題が新たな課題となっています。農業部門においてもいち早く取り組む必要があると考えていること、プラスチック被覆殻が発生しない緩効性肥料として硫黄コート等を活用した肥料が既に流通し普及していることから、関係団体と連携し、各地域で展示ほの設置や、その効果の調査をしています。このことから、成果指標は原案のとおりとします。
27	27	成果指標「水稻栽培におけるプラスチックを利用しない緩効性肥料の施用面積」の目標値を2,000haとしているが、全水稻栽培面積の何%に相当し、どの程度の排出抑制効果が見込めるのか数値で示したうえ、「指標の説明」欄等に記載してもらいたい。	目標とする2,000haは、水稻作付面積の6%に相当します。 なお、現在はプラスチックを利用した緩効性肥料を使用した際の実態調査と併せて、プラスチックを使用しない緩効性肥料の使用をはじめとした排出抑制技術の実証を行っており、その結果を今後の施策に活かすこととし、現時点では原案のとおりとします。
28	28	「成果指標：H30/800ha、R元/800ha⇒R7/2000ha」とあるが、目標値2,000haは何の根拠をもって成果指標とするのか。	令和2年度の取組面積は約1,000haであり、令和元年度から約200ha増加していることと、現在調査を進めている新たな肥料の活用も考慮した上で、5年後の令和7年度の成果指標を2,000haとして、定めています。
29	29	各河川の漁業組合が琵琶湖の固有種(鮎、モロコなど)について、資源保護のため更に上流への魚の遡上割合を決めるなど管理とルール作りが必要だと考える。ダムや堤、落差工などがあるが、段差が高すぎる。現状の改善も検討し、計画してほしい。	遡上するアユを捕獲するやな漁では、上流にも一定量のアユを遡上させる義務が課せられており、資源保護にも配慮して操業されています。また、魚が遡上しやすい環境づくりも大切ですから、この視点も踏まえた施策にも努めていくこととし、原案のとおりとします。
30	29	「水源を保全する」ことも記載にある方がよいと考える。琵琶湖には460もの川から水が流れ込むため、水源を大切にす滋賀県の方の姿が琵琶湖での水産業を支え、淀川水系の人の生活を支えていると思う。	御指摘のとおり、琵琶湖の水産資源を回復させるためには水源地となる周囲の山林を保全することも大切です。該当箇所にて記述している「漁業者等による漁場環境改善の取組」には、水源地を守るための植林活動も含まれていますので、原案のとおりとします。
31	29	河川愛護団体の活動に対し、体験学習や実験観察を兼ねて、ビワマスやアユなど琵琶湖の在来種・固有種の少量放流量の無償提供をお願いしたい。学習・体験放流の河川を増やすことで、天然化の可能性も広がるうえ、多数の河川での生息が進むことによって、絶滅の危険性も減じることができると思われる。	水産業にとって重要なアユやビワマスなどの魚種は、県や漁業者団体が毎年計画的に稚魚の放流などの取組を行っています。このほか、魚を捕ってはいけない期間や区域など、遊漁のルールを定めていますので、皆さまにこれを順守していただくことで魚が絶滅しないよう進めていくことから、原案のとおりとします。
32	29	魚介類の産卵繁殖や生息場所として、河川の水ヨシ帯、マコモ帯などの保全、整備も重要だと考えるが、琵琶湖岸だけでなく、河川の同帯域の保全、整備についても、河川愛護団体等への助成、支援を求める。	御指摘のとおり、魚介類にすみよい環境づくりには河川環境の保全も大切ですから、この視点も踏まえた施策を進めていくこととし、原案のとおりとします。
33	30	オオバナミズキンバイやツルノゲイトウなどの外来水草除去についても、河川愛護団体等に対する教育、助成、活動支援などを求める。	農地侵入が認められるナガエツルノゲイトウについては、啓発チラシを作成し、確認されている地域を中心に周知徹底を図っています。また、農地侵入が懸念されるオオバナミズキンバイも含めた外来水生植物の指導者向けの手引書を作成し、その対策を推進しています。今後も引き続き、関係各課と連携し、外来水生植物の防除対策の推進に努めていくことから、原案のとおりとします。
34	30	「気候変動条件下における最新の水田の地力実態の把握と土づくり等の安定生産技術の取組推進」とあるが、「水田の地力実態の把握」について、簡易処理法を含め早急に県内圃場の状況を見える化するよう示すべきであり、併せて本内容の成果指標を示すべきである。	「水田の地力実態の把握」については、令和3年度前半に研究成果として簡易法を県ホームページ上に掲載します。また、令和3年度内にその活用方法をマニュアル化するとともに、県内の水田地力実態を見える化し、公表する予定であるため、原案のとおりとします。

35	30	「気候変動条件下における最新の水田の地力実態の把握と土づくり等の安定生産技術の取組推進」とあるが、「土づくり等の安定生産技術の取組推進」は、効能は理解されるも販売物の低迷から資材費をかけられない状況であるため支援助成が必要であり、併せて本内容の成果指標を示すべきである。	「土づくり等の安定生産技術の取組推進」については、土づくりとして堆肥や緑肥等の有機物活用の取組推進を図ることとしており、その支援として環境保全型農業直接支払交付金などを活用いただけます。また、第4章3に位置付けている「稲作技術指導指針」や「売れる麦・大豆づくりに向けての指針」において、有機物の施用基準等を記載していることから、原案のとおりとします。
参考資料について			
36	43	自動直進田植機の写真について、田植え機は通常1人乗りであるが、写真では2人乗車となっている。農作業安全運動を推進する立場上、少なからずヘルメットの着用は必要と考える。	御指摘のとおり農作業安全運動推進の観点から、写真を差し替えます。
37	69	農業共済組合の用語説明について、平成29年に農業災害補償法が改正され農業保険法になっている。	御指摘を踏まえ、農業共済組合の用語説明を以下のとおり修正します。 【原案】 「農業災害補償法に基づき農業災害補償制度を運営する農業団体であり、…」 【修正後】 「農業保険法に基づき農業保険制度を運営する農業団体であり、…」
その他 について			
38	目次	目次の視点「社会」 豊かな資源を持つ農山漁村を次世代に引き継ぐの中に「リモート環境の整備」を挿入する。	「リモート環境の整備」は重要な視点として、第3章2(3)社会・1の①「農業水利施設や農地等の農業生産基盤の整備」の中で通信環境の整備等を位置付けていますので、原案のとおりとします。
39	目次	目次の第4章の施策の推進方法に「民間との連携」の項目を追加する。その理由として、①スマート技術等は民間が先行していること、②コロナ禍の影響で業務縮小が余儀なくされている民間事業者において、地域活性化に余剰人員を派遣する動きがあり、こうした民間事業者との連携強化により地域活性化に貢献してもらえることが考えられる。	「目指す2030年の姿」の実現に向けた計画の推進にあたって、民間企業との連携が重要であることから、御意見を踏まえて第4章6において以下のとおり修正します。 【原案(P35)】 6 国・市町・関係団体との連携による施策の推進 「目指す2030年の姿」の実現に向け、市町や国、関係団体と連携を図り、… (2)関係団体との連携 計画の推進に当たり、…漁業協同組合等の関係団体との連携を図ります。 【修正後(P35)】 6 国・市町・関係団体等との連携による施策の推進 「目指す2030年の姿」の実現に向け、市町や国、関係団体等と連携を図り、… (2)関係団体等との連携 計画の推進にあたり、…漁業協同組合、民間企業等との連携を図ります。
40	-	地域おこしや、後継者を育成する姿勢が感じられず、滋賀県全体で様々な面で格差がある。原案を作っても、それがうまく機能するとは到底信じがたい。 滋賀県は農業をするのには恵まれた土地柄だと思いが、様々な面で無駄が多く効果的になっていないのは、滋賀県が中途半端な集まりとなっているからである。人材育成できる場を増やし、農業や水産業に携わる者の声に本気で耳を傾けるべきである。	計画の策定には、県内の農畜水産業者、流通関係事業者、消費者および学識経験者等からなる「滋賀県農業・水産業基本計画審議会」で調査審議を重ねるとともに、生産者等との意見交換やアンケート調査の結果を反映したものであることから、いただいた御意見を踏まえて、今後の施策を進めるうえで参考とします。

41	-	現在、国では食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションでの実現に向けた「みどりの食料システム戦略」の策定が検討中であるが、基本計画にはどのような形で反映することを予定しているのか。	現在、公表されている「みどりの食料システム戦略(以下、「戦略」という)」の中間とりまとめでは、2050年までに目指す姿として農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現、化学農薬・化学肥料の使用量の削減、有機農業の取組面積の拡大等、基本計画の施策と親和性の高い内容も確認できることから、戦略の策定内容を注視しながら内容を検討します。
42	-	これまでの施策の中で、うまく推進できなかったものの理由を整理し、その問題と課題を解決するための施策を組むことが必要と考える。	計画の策定にあたっては、現行の基本計画の成果目標を十分に達成したとは言えない項目の原因の分析を進め、その結果を施策に反映してきたことから原案のとおりとします。
43	-	施策推進が上手くいかない理由の多くは連携の悪さであるため、ヨコの連携を図る手段をテーマ化してもらいたい。	計画では、「目指す2030年の姿」の実現に向けて第4章5「他分野との連携による施策の推進」で位置付けていることから、原案のとおりとします。
44	-	行政の業務の方法に問題がある。すべての目標が抽象的になっており、数値目標の根拠もいまい加減だと思う。本当に目標達成したいのならば、課長や部長といった管理職もテーマを担当し、職権を行使して難しいテーマを解決することが重要であり、目標値を具体化し、達成できる施策を組むことが必要と考える。	成果目標は、「目指す2030年の姿」の実現に向けて2025年度を目標とした成果指標として定めるため、現況の分析と併せて現行の基本計画の成果指標の達成状況等の分析を進め、その結果を施策に反映してきたことから原案のとおりとします。また、目標の達成に向けては、組織で取り組むこととしています。
45	-	この基本計画が「人」から始まるのは、流石、滋賀県と感心した。	「目指す2030年の姿」の実現に向けては「農業・水産業と関わる『人のすそ野』を拡大する」ことが必要ですので、いただいた御意見を励みとして施策を推進します。
46	-	滋賀県の「しが生物多様性取組認証制度」に認証されているのは企業が多いが、食品産業においては滋賀県産の農畜林水産物を大量に消費しており、こうした企業の存在は滋賀県農林水産業界にとって心強い存在となるため、より強固な連携が必要と考える。よって、上記認証制度について記載をお願いしたい。	環境こだわり農業は生物多様性に資する取組であり、御指摘いただいたとおり、生物多様性保全活動を行う企業との連携が必要であることから、この制度を所管する琵琶湖環境部との連携を強化して施策を進めるため、原案を以下のとおり修正します。 【原案(P34)】 「外来魚やカワウ等の有害生物駆除の施策については、自然環境保全の関連施策と連携して効果的に推進します。」 【修正後(P34)】 「外来魚やカワウ等の有害生物駆除や生物多様性の保全に係る施策については、自然環境保全の関連施策と連携して効果的に推進します。」
47	-	耕地に占める水田率が高い本県にとって水田を活かすことは重要だが、その上で水稻作を堅実に行うことが最も適しているため、稲作県としての特質を強調しながら“滋賀の農業ファン”を増やして欲しい。そこで、次の(ア)～(オ)を検討してはどうか。 (ア)水田洪水防止機能の効果の評価 (イ)たんぼダムの普及 (ウ)将来の米消費拡大のための米給食支援 (エ)畦畔管理の機械化(草刈ロボット)の普及 (オ)農外シニア人材の畦畔管理などへの活用	米の消費が全国で毎年10万ト以上のペースで減少し続ける見込みであることから、本県農業の生産基盤を堅固なものとしていくためには、水稻を中心としつつも、それ以外の高収益作物等を積極的に導入して必要があると考えているため、原案のとおりとします。 そのうえで、(ア)～(オ)については、次のとおりとし、各取組を進めていきます。 (ア)は国において評価されており、(イ)と併せ、本県では第3章2社会・2における「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」の推進の中でその効果が発揮されるよう普及を図っていきます。 (ウ)は、第3章2(1)人・2の中で関係部局と連携を図りながら、たんぼのこなどの事業を通じ、農業への理解を促進します。 (エ)は、第3章2(3)社会・2の③における「ICT等を活用した農地・水路等の保全に係る省力化技術の導入」において検討・推進を図ることとしています。 (オ)は、第3章2(3)社会・2の③における「半農半Xも含めた多様な人材を活用した農業・農村の維持・活性化」において検討・推進を図ることとしています。